

5月22日(日)は
投票日
(午前7時～午後8時)

中野区長選挙 中野区議会議員補欠選挙

大事な投票、
忘れずに!



▲区HP

区選挙管理委員会/9階 ☎(3228)5541 FAX(3228)5687 ☆不明点などは、早めに区選挙管理委員会へ問い合わせを

投票できる方

次の要件を満たす方は、中野区の選挙人名簿に登録され、投票できます。

- ①平成16年5月23日までに生まれ、日本国籍を有する
 - ②令和4年2月14日までに中野区に転入届を出している
 - ③5月14日現在、引き続き中野区に住んでいる
- ☆投票する日まで引き続き中野区に住んでいることが必要

最近、区内転居をした方は

中野区の選挙人名簿に登録されている方で、4月15日以降に区内転居の届け出をした方は、前住所地の投票所で投票します。



投票所入場整理券(入場券)をお持ちください

5月13日までに封書で郵送します。なお、入場券が届いていない場合でも、投票資格があれば投票できます。☆一部の投票所が変更になっています。入場券で確認を

代理投票・点字投票

身体に障害があるなどの理由で投票用紙の記入が困難な方が対象。

車いすのままで投票

必要に応じて係員が付き添う他、各投票所には車いすを備えています。☆いずれも、当日投票所で係員へお申し出ください



郵便等投票の請求期限は5月18日(水)午後5時です

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方または介護保険の被保険者証で要介護5の方は、自宅で投票できる場合があります。また、新型コロナウイルス感染症で療養中の方も郵便で投票できる場合があります。詳しくは、区選挙管理委員会へ問い合わせを。

混雑緩和のため 積極的な期日前投票のご利用を

投票日に投票所に行けない場合の他、感染症対策として期日前投票が利用できます。入場券が届いている場合は、裏面の期日前投票宣誓書に記入して、お持ちください。下表のいずれの期日前投票所でも投票できます。☆投票日当日は、指定された投票所以外では投票できません

開設期間	期日前投票所 ☆午前8時30分～午後8時
5月16日(月) ～21日(土)	区役所1階特別集会室
	南部すこやか福祉センター(弥生町5-11-26)
	東部区民活動センター(中央2-18-21)
	江古田区民活動センター(江原町2-3-15)
	野方区民活動センター(野方5-3-1)
鷺宮区民活動センター(鷺宮3-22-5)	

滞在先や病院などで不在者投票ができます

詳しくは、入場券と同封の案内または区HPをご覧ください。詳しくは、区選挙管理委員会へ問い合わせを。

候補者の情報はこちらで確認

- 区内316か所に掲示する候補者のポスター
5月15日から掲示されます。
- 5月17日～19日に各戸配布される選挙公報
区民活動センターなど主な区の施設や区内の各駅、期日前投票所や各投票所にも備えます。また、区HPでもご覧になれます。☆音声版・点訳版もあり。詳しくは、区選挙管理委員会へ問い合わせを

投票の際は、マスクの着用やせきエチケットへの協力、周りとの距離を保った行動をお願いします。
また、接触感染防止のため、持参した鉛筆で投票用紙の記入ができます。

5月22日は日曜窓口を休止します

証明係/1階 ☎(3228)5506
住民記録係/1階 ☎(3228)5500
マイナンバーカード交付係/1階 ☎(3228)5425

住民票などの発行や転入・転出届の預かりなどの窓口事務を休止します。

5月21日午後10時～23日午前7時 タイムズ中野区役所駐車場は臨時休業します

庁舎管理係/4階 ☎(3228)8854

区役所駐車場の
利用案内はこちら



6月から犬・猫のマイクロチップの装着が義務化されます

衛生環境係(中野区保健所内) ☎(3382)6662 FAX(3382)6667

6月に改正動物愛護管理法が施行され、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫へのマイクロチップの装着が義務化されます。

ペットショップ等から犬・猫を購入した際は、環境省データベースの登録情報を飼い主の情報に変更する必要があります。また、区の窓口で行っている犬の登録申請は、6月1日以降、前記の情報登録を行っている場合、不要になります。なお、一般の飼い主は、マイクロチップの装着は努力義務です。制度について詳しくは、区HPを確認を。



既にマイクロチップを装着し、民間の団体に登録している飼い主の方へ

「環境省データベースへの移行登録受付サイト」で手続きすれば、環境省のデータベースに登録できます。



▲移行登録受付サイト

特別区民税・都民税を給与特別徴収(給与天引き)で納付している方へ

令和4年度の税額決定通知書を郵送します

課税係/3階 ☎(3228)8913 FAX(3228)8747

給与特別徴収分の令和4年度特別区民税・都民税の税額決定通知書を、5月19日に勤務先へ発送します。勤務先の給与担当者を通じて受け取ってください。☆普通徴収・年金特別徴収分の税額決定・納税通知書は、6月10日に自宅へ発送予定

事業者の方へ

住民税の納付は「地方税共通納税システム」のご利用を

収納係/3階 ☎(3228)8920 FAX(3228)5652

特別徴収の納入には「地方税共通納税システム」が便利です。パソコン操作で複数の自治体へ一括して納付でき、手数料は掛かりません。詳しくは、eLTAX(地方税ポータルシステム)HPをご覧ください。

5月19日から課税(納税)証明書の交付を受けられます

課税係/3階 ☎(3228)8914 FAX(3228)8747

給与特別徴収分の令和4年度特別区民税・都民税の課税(納税)証明書を5月19日から、地域事務所、区役所1階証明係で交付します(1通300円)。

納税者本人が交付申請する場合は本人確認書類(運転免許証など)を、代理人が交付申請する場合は、委任状(納税者本人の自署または押印があるもの)と代理人の本人確認書類をお持ちください。☆給与特別徴収と他の徴収方法を併用している方及びコンビニ交付を希望する方の場合、6月10日に交付を開始します